

一人ひとりの意識や取り組みが、美しい町づくりにつながります。

下水道は、私たちの暮らしから排出される汚水をきれいに処理して川や海へと戻すことで、清潔で快適な生活環境を支えています。しかし、その効果を最大限に発揮するには、私たち一人ひとりの理解や協力が欠かせません。下水道への接続、浄化槽の設置、水質検査、排水規制、それぞれのルールを守り、正しく使うことで、美しい水辺の町をつくっていきましょう。

Check!

下水道・浄化槽を使う時の注意ポイント!

1 調理くずや残飯は回収!

調理くずや残飯などの生ごみは、下水道管の詰まりや浄化槽の負担になるので流さないように気をつけましょう。



2 油類は流さないように!

油を直接流してはいけません。食器についた油も古布や古紙でふき取りましょう。危険なガソリン・シンナー類を流すことは、絶対に禁止です。



3 酸・アルカリ・塩素系の洗剤は不向き!

水まわりの清掃に、強い酸やアルカリ性、塩素系の洗剤を使うと、微生物が死んでしまうので大量に使わないよう要注意。



4 水に溶けない紙はダメ!

新聞紙、紙おむつ、生理用品など、水に溶けない紙をトイレに流さないようにしましょう。配管の詰まりや故障の原因になります。



下水道への 接続

公共下水道が完成し、使用できるようになった地域では、3ヵ月以内にトイレ・風呂・台所等の排水設備を公共下水道に接続しなければなりません。(高松市下水道条例施行規程第2条)
ただし、くみ取便所は、法律で3年以内に水洗化をしたうえで、公共下水道に接続しなければならないと定められています。(下水道法第11条の3)



接続

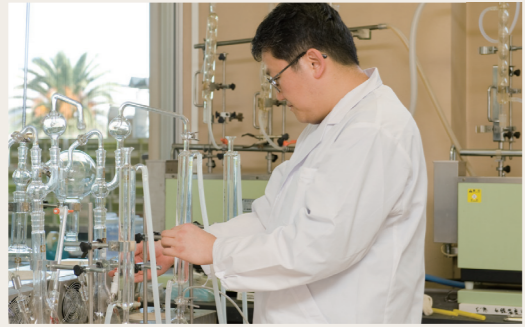
下水道の正しい使い方

- 下水道には、流してはいけないものがあります。
- 大切なのは、下水道管を詰まらせないことです。
- 飲食店などで油を扱う場合は、グリーストラップ(油阻集器)の設置が必要になります。

P19の **Check!** できていますか?

下水処理場の 水質検査

下水処理場では、下水処理後の放流水を定期的に"水質検査"しています。pHをはじめ、大腸菌群数や、ダイオキシン類等の化学物質を調べ、国が定めた水質基準値以下の処理水を海等に放流しています。

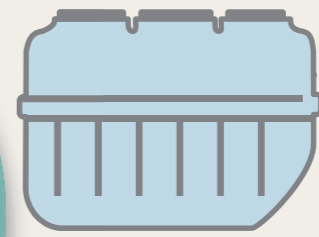


▲ 水質検査

水質検査

設置

浄化槽の 設置



下水道が整備されていない地域では、各家庭に浄化槽を設置する必要があります。また、浄化槽は個人の施設なので、設置した後も定期的に維持管理することが義務付けられています。法定検査・保守点検・清掃を、専門の業者などに委託し、浄化槽がいつも正常に機能していくように実施しましょう。

浄化槽の正しい使い方

- 浄化槽の機能を保つため、流すモノには気をつけてください。
- 浄化槽の上はスッキリと。モノなどを置かないようにしましょう。
- 定期的な保守点検や清掃を忘れずに! 故障や異常時には直ちに業者に連絡を!

上の **Check!** できていますか?

排水規制

工場や事業場への 排水規制



工場や事業場からの排水は、汚染度が高いものや、重金属などの有害物質が含まれている場合があります。それらの汚水がそのまま排出されると、下水道管の詰まりや損傷、下水処理場の処理能力の低下にもつながり、さらに悪臭の発生も引き起こしてしまいます。そこで、下水道への排水には、下水道法や高松市下水道条例により、下水排除基準が設けられ規制されています。

立入検査について

高松市上下水道局では、市内にある工場や事業場の排水状況を確認するために、下水道法に基づく立ち入り検査を行っています。

事故時の報告について

特定施設を設置している事業場で、有害物質や油を含む汚水が下水道管に流入した場合は、直ちに応急措置を取り、速やかに事故の状況と措置の方法を高松市上下水道局に届け出なければなりません。